

令和7年度

下條保育所利用希望者説明会



日 に ち … 令 和 6 年 11 月 22 日 (金)
時 間 … 19 時 ~
場 所 … 下 條 保 育 所 ゆうぎ室

1. 保育所とは

保育所とは、家族が働いている、病気であるなどの理由から家庭で保育ができない場合に、お子さんを保育する児童福祉施設です。

保育所での保育を希望する場合は、父母それぞれの「保育の必要な理由」がわかる証明書などを村へ提出する必要があります。保育所の申込み方法や利用者負担（保育料）などは法律の定めに基づいています。

2. 入所基準について

次の要件をすべて満たしている場合に、保育所へ入所を申込むことができます。

受け入れ年齢は満1歳～満5歳を基本とし、

①児童の住所が下條村にあること。

②児童の保護者(父母)が別冊・参考資料「②入所基準と保育の必要な状況を確認するための書類について」に記載のいずれかの理由に該当する場合。

③3歳未満児の場合、おむね離乳食が完了していること。

※0歳児クラス(4月1日時点で0歳、入所時点で満1歳を過ぎているお子さん)

については、入所前に所長、栄養士が食事の様子の確認をいたします。

☆育児休業終了による職場復帰・保育の利用を予定している保護者の方へ

お子さんの離乳食の状況や入所児童数等により、ご希望の時期に保育所が利用できず、育児休業を延長していただく場合がございます。

その際には、通常の入所申込手続きを行っていただいたうえで、村から入所保留通知を発行いたします。

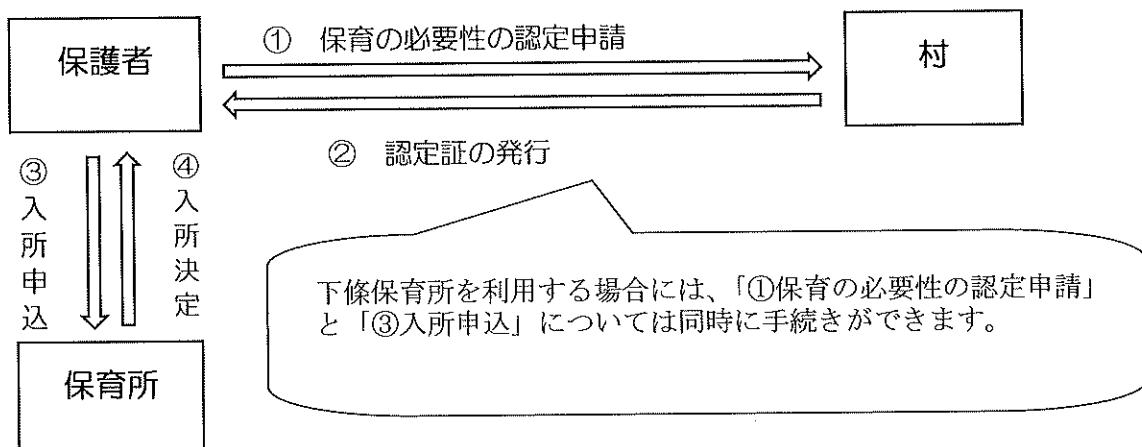
この通知は、職場での育児休業延長手続き等で必要になります。

まずは、教育委員会または保育所へご相談ください。

その後、入所のめどがたちましたところで、正式な入所決定を行い、入所準備・ならし保育の実施等をいたします。

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

3. 保育所の利用の流れ



保育所等の利用を希望する場合は、まず村に申請を行い「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

「保育の必要性の認定」とは・・・児童の保護者が入所要件に該当するために家庭での保育ができず、保育所等での保育が必要であると認められる家庭に対し、村が認定するものです。

教育・保育認定の認定区分

保育の利用希望の有無や子供の年齢によって3つの認定区分に分けられます。

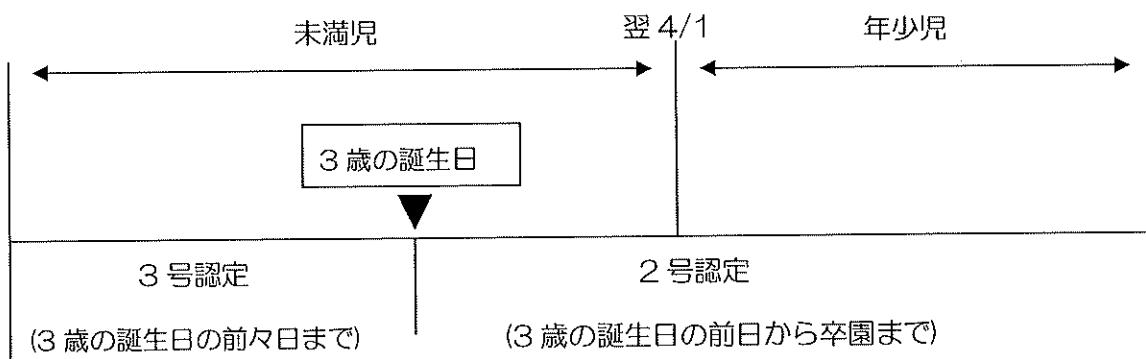
① 1号認定(教育標準認定)・・・幼稚園等での教育を希望する3歳以上の子ども

② 2号認定(保育認定)・・・保育を必要とする3歳以上の子ども

③ 3号認定(保育認定)・・・保育を必要とする3歳未満の子ども

※保育認定は4月1日の年齢を基準とします。

※未満児の場合、3歳に到達する年度については、年度の途中で3号認定から2号認定へと切り替わりますが、保育料は変わりません。



認定期間

認定期間は、3歳以上児は認定日から小学校入学前まで、3歳未満児は認定日から満3歳に達する日の前々日までのうち、必要な期間となります。

ただし、

- ・3歳未満児・・・年度単位(4月1日～3月31日まで)
- ・妊娠中、出産後の利用・・・出産月の前後3ヶ月のうち必要な期間
※保育所の入所状況・待機状況によっては、ご希望の期間よりも短い期間での利用をお願いする場合がございます。
- ・求職活動による利用・・・入所日から90日目の月の末日まで
- ・育児休業取得時に既に保育所を利用している児童があり、継続利用が必要と認められる場合・・・育児休業の対象となる児童が1歳に到達するまでの期間
※3歳未満児については、入所希望者数が多いため、この事由による受け入れは原則として3歳以上児のみ対応しています。

また、このほかの事由については、ご家庭の状況に応じて、認定期間が変わりますのでご相談ください。

保育時間

1ヶ月の就労時間等によって「保育短時間」と「保育標準時間」の2つの区分に分けられます。そして、保育の認定申請の際に提出していただいた書類をもとに、どちらかの保育時間の区分に認定されます。

「保育短時間」・・・1日最大8時間までの利用

※8時間を超える場合は延長保育料がかかります。

「保育標準時間」・・・1日最大11時間までの利用

保育短時間に区分される事由	保育標準時間に区分される事由
<ul style="list-style-type: none">・就労(共働き世帯で、両親のいずれか又は両方の1ヶ月の労働時間が64時間以上120時間以内)・求職活動・育児休業中であって保育の必要が認められるとき	<ul style="list-style-type: none">・就労(共働き世帯で、両親とも1ヶ月の労働時間が120時間以上)・妊娠中、出産後・災害復旧・虐待、DVのおそれがある場合

※上記以外の事由による保育所の利用の場合は、家庭の状況に応じて、どちらかの時間区分に認定されることとなります。

なお、保育標準時間に区分される事由に該当する方でも、保育短時間を希望する場合は、その旨を申請書に記載していただくことで、保育短時間の区分で認定を受けることができます。保育短時間に区分される事由に該当する方が、保育標準時間を希望することはできません。

入所期間

3歳以上児・・・入所～小学校入学前の年度末まで

一度入所すると、毎年度の入所申込みは不要です。

※年に一度、ご家庭のご様子をお伺いする「現況届」と「アレルギー調査票」の提出をお願いします。

3歳未満児・・・入所～その年度の年度末まで

年度単位の入所となるため、毎年度入所申込みが必要です。

4. 提出書類について

記入例をご確認のうえ、もれのないよう記入をお願いします。

①支給認定申請書兼施設利用申込書兼児童台帳（入所児童1人につき1枚）

- 申請書の「①世帯の状況」について、世帯分離している場合も、同居(同一敷地内居住も含む)している家族全員分を記載してください。
単身赴任等で同居していない家族がいる場合も氏名を記載し、右側備考欄に別居の旨と理由(「別居(単身赴任中)」など)を記載してください。
- 申請書の「②利用を希望する期間」について、
(3歳未満児) 令和7年4月1日～令和8年3月31日までのうちの希望する期間を記入してください。
(3歳以上児) 令和7年4月1日～令和10年3月31日(小学校就学始期)に達するまでのうち、利用を希望する期間を記入してください。
- 申請書裏面のお子さんの健康・発育状況について記入してください。
- 個人番号の記載をお願いいたします。

②必要書類（添付書類）

申請理由によって必要な書類が異なりますので、記入例と併せて、別冊「⑧入所基準と保育の必要な状況を確認するための書類について」をご確認ください。

③アレルギー調査票（入所児童1人につき1枚）

全員の方にご提出をお願いします。

④入園予定児（未満児）食事調査表（新規入所の未満児のみ）

令和6年度から引き続き入所の場合は提出不要です。

初めて保育所を利用する3歳未満のお子さんのみ提出をお願いいたします。

★口座振替依頼書（新規入所の未満児のみ）

今までに保育料の口座振替を利用したことがないご家庭につきましてはご提出をお願いします。入所が決定した方に個別に配布いたします。後日提出をお願いいたします。

マイナンバーを使ったオンライン申請も可能です

入力にあたっては、申請をする保護者の方のマイナンバーカード、パスワードをお手元にご用意ください。

※事前にマイナポータルでの利用登録をお済ませください。

オンライン申請の場合、「保育の必要性の認定の申請」と「入所申込」をそれぞれ別々に申請する必要があります。1つの手続きにつき、入力に10～20分ほどお時間がかかります。添付書類については、「保育の必要性の認定の申請」時にアップロードが可能です。

※添付書類の不備等があった場合には、再度書類のご提出をお願いする場合がございます。

添付書類等のご案内もありますので、事前に教育委員会へお問い合わせください。

5. 今後の日程

◎申請書の提出について

「4. 提出書類について」に記載の①～④すべての書類をご用意のうえ、教育委員会または保育所へご提出ください。

4月～6月から入所希望の方

受付期間　～令和6年12月27日（金）まで

年度途中から入所を希望される方（7月以降）

受付期間　令和7年4月1日～

入所希望月の3か月前から申込書の受付をいたします（例：令和6年8月～希望→令和6年5月から受付）。

ただし、3歳未満児については、例年入所希望者が多い状況です。希望者数の把握のため、保育の利用が見込まれた時点で、あらかじめご連絡をいただきますようお願いいたします。申込受付期間前でもご相談を受け付けます。

★③アレルギー調査票、④入園予定児（未満児）食事調査表の補足

お子さんの食事の進み具合などにより受付期間中の提出が難しい場合があるかと思います。その際には、別途提出期限をお示しいたしますので、ご相談ください。

◎認定証の送付について

保育の必要性の認定申請をされた方に対しては、原則30日以内に支給認定を行い、認定証を送付します。ただし、申請が集中する時期においては、審査に時間を要するため、この限りではありません。

来年度4月入所の申込みの方の認定証は、2月上旬頃に送付予定ですのでご承知ください。

◎新入園児（3歳未満児）の面談・ならし保育

3歳未満で初めて保育所に入所するお子さんは、保護者の方との面談・慣らし保育を実施します。

実施対象となるご家庭へは、入所決定通知の送付時（2月上旬頃）に実施日程をお知らせいたしますので、そちらをご覧いただき、個別に保育所へ予約をしていただきますようお願いいたします。

詳細は改めてお知らせします。

◎新入園児(年少)の一日入園（入所説明会）

以下のとおり実施します。

入所決定通知の送付時(2月上旬頃)に再度お知らせいたします。

期　日	令和7年2月14日（金）
場　所	下條保育所 ゆうぎ室
時　間	午前9時30分～11時頃まで
内　容	<ul style="list-style-type: none">・入所に必要な用品注文・保育所の説明等
持ち物	大人・・・筆記用具、スリッパ 子ども・・・上履き

6. その他

- ・妊娠・出産、求職活動を理由とした未満児保育希望者の場合は、定員を踏まえ、個々に入所調整をさせて頂きます。
- ・年度途中入所の場合、仕事復帰日等、予定が決まっている方から随時相談を受付いたします。利用希望のある方は早めのご相談・申込みをお願いします。特に、3歳未満児については定員に達し受け入れができない場合もありますので、お早めに保育園へご連絡ください。
- ・状況によっては入所時期を遅らせていただいたり、村外の保育所への入所をご検討いただきたりすることがあります。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

7. 利用者負担（保育料）について

◎3歳以上児（年少以上）の保育料について

令和元年10月より、法改正により全国一律で3歳以上児の幼児教育・保育の無償化を実施しています（副食費も無料）。

ただし、利用時間に応じ延長保育料は発生しますのでご承知ください。

◎3歳未満児の保育料について

- ・利用者負担額は父母の市町村民税所得割額、保育時間に応じて算定されます。ただし、両親以外の同居家族が入所児童またはその父母・兄弟姉妹を税法上の扶養している時は、「両親の税額+その家族の税額」によって決定されます。
- ・令和5年度より、所得にかかわらず、すべてのご家庭を対象に、世帯内第二子半額、世帯内第三子以降無料とする軽減を行っています。また、令和6年度より、所得の少ない世帯を対象に、世帯内第一子半額、第二子以降無料とする軽減を行っています。
- ・毎年4月と9月に利用者負担（保育料）の算定を行います。

4月～8月は令和6年度の税額、9月～3月は令和7年度の税額で利用者負担の算定を行います。4月・9月の算定時に、利用者負担額決定通知書を発行し、その金額に基づいて、利用者負担額を納めていただきます。

◎利用者負担の納入について

- ・口座振替により納めていただきます。来年度新たに保育所を利用になる保護者の方は、後日用紙をお送りいたしますので、「口座振替依頼書」を提出してください。
- ・口座振替日は毎月25日になります（25日が土日祝日の場合は翌営業日）。
- ・25日に引落しができなかった場合は、翌月5日（5日が土日祝の場合は翌営業日）に再振替をさせていただきます。預金不足とならないよう、残高の確認をお願いします。

口座振替の可能な金融機関

八十二銀行 飯田信用金庫 JA みなみ信州 ゆうちょ銀行

○下條保育所の開所時間について

開所時間 平日…午前7時20分～午後7時

土曜日（第1・3・5）…午前7時20分～午後6時

土曜日（第2・4）…午前7時20分～午後1時30分

※開所時間は、通常の保育時間と延長保育に分けられます。延長保育の利用には利用料が発生します。

◎下條保育所の保育時間

保育認定	曜日	時間
保育短時間	平日	午前8時00分～午後4時00分
	土曜日	第1,3,5 午前8時00分～午後0時30分 第2,4 午前8時00分～午後0時30分
保育標準時間	平日	午前8時00分～午後7時00分
	土曜日	第1,3,5 午前8時00分～午後6時00分 第2,4 午前8時00分～午後1時30分

◎延長保育について

保育認定	曜日	時間	
保育短時間	平日	午前7時20分～ 午前8時00分	午後4時00分～ 午後7時00分
	土曜日	第1,3,5 土曜日	
		午前7時20分～ 午前8時00分	午後0時30分～ 午後6時00分
		第2,4 土曜日	
保育標準時間	平日	午前7時20分～午前8時00分	
	土曜日	午前7時20分～午前8時00分	

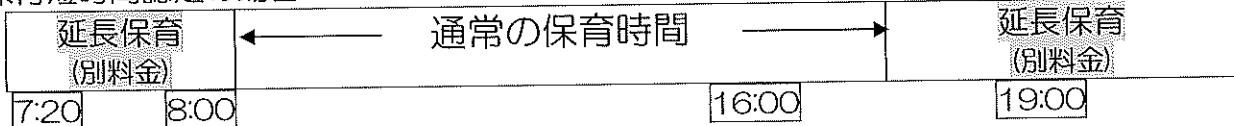
◎土曜保育・延長保育については、事前の申し込みが必要になります。

(両親の就労等で家庭保育ができない状況での保育利用になります。)

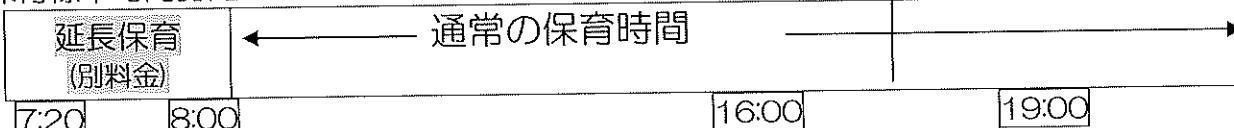
◎交代制勤務（早出遅出含む）・土曜出勤・休日が不定休の方で、延長保育・土曜保育を希望される場合は、確認のため、勤務時間が分かる勤務表の提出をお願いします。

【参考】平日の保育時間、延長保育

保育短時間認定の場合



保育標準時間認定の場合



※標準時間認定の方は、最大 19 時まで保育を利用することができますが、16 時を過ぎての利用は、家庭保育ができない状況に合わせて保育をさせていただきます。お子さんの為にも、家族でできる範囲の家庭保育の協力をしていただきたいと思います。

※延長保育料（100 円/30 分）

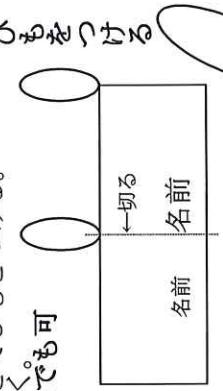
○子育て支援について

- ・子育てに関する相談を受けることができます。
 いつでも結構です。お気軽にご相談ください。
- ・未就園児
 就園前の子供さんに月 1 回（7 月～3 月）園を開放して子どもさん、お母さん方の交流の場としています。
- ・一時預かり
 保護者の都合や疾病等により、緊急に保育が必要なとき、保育所に入所していないお子さんを一時的に保育所でお預かりします。
 また、下條保育所での一時預かりを希望したがやむを得ず村外の施設を利用する場合、利用料の一部を補助する制度がございます（令和 5 年 11 月より）。
 ※いずれも、必ず事前の相談が必要です。詳細はお問い合わせください。
- ・統合保育
 障がいをもっているお子さんも他の子ども達と一緒に生活することにより、共に育ち合いが出来る様に保育を行います。

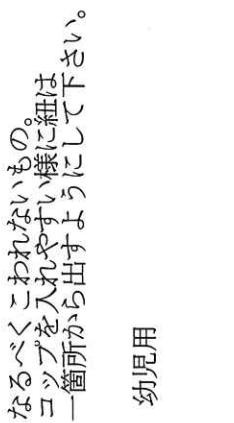
【入園に際しての準備用品】

※記名は白い布に大きく分かりやすく書いて真ん中に付けて下さい※
寸法は目安ですが、記入寸法より小さくならないようにして下さい。

☆お手ふきタオル タオル半分の大きさでひもをつける。
替えを用意しておく。ハンドタオルなら無地でも可



☆コップ袋
☆コップ袋
なるべくこわれないもの。
ゴッブを入れやすい様に紐は
一箇所から出るようにして下さい。



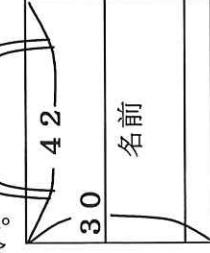
☆歯ブラシ 幼児用

☆弁当箱
☆弁当袋
アルミ製、ゴムバンド
自分の弁当が入る大きさ。
(洗うと縮むのでゆつたり目の大ささ)
止めるところはマジックテープで付けて下さい。



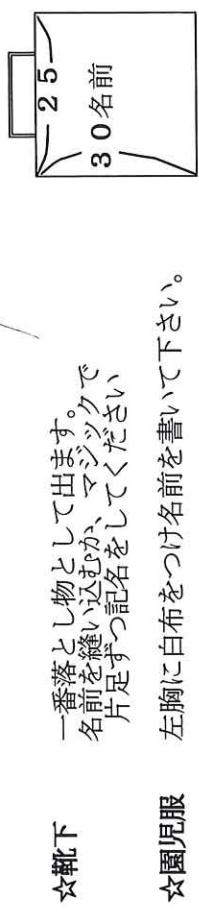
☆着替え
・下着一式
(二枚ずつ入れて下さい。季節に合わせて入れ替えて下さい)

☆着替え袋
上記の物がゆつたりと入る大きさにして下さい。
(寸法は目安になります。)
持つ所をあますので、袋の真ん中で、少しうすめにして下さい。
名前は袋の真ん中に大きくつけて下さい。



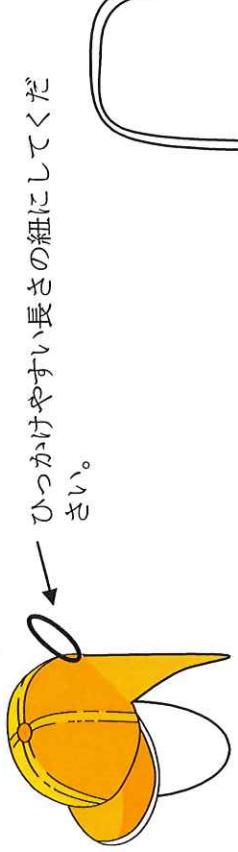
☆外履き・上履き

履きやすい運動靴なら何でもよい(紐靴、光るものは不可)。
・子どもさんの足に合った靴を履かせてあげてください。
・子どもの部分に大きめに記名をします。
・かかとは子どもさんがわかるよう目印を付けてあげてください。
・上履きは靴に合わせて、少しゆるめにしてください。
・靴のサイズは大きくなつて使います。



☆上履き袋
靴に合わせて、少しゆるめにしてください。
・靴を持ち帰ると大きめに使用します。

☆靴下
一番落とし物として出します。
名前で縫い込みか、マジックで
片足ずつ記名をしてください。



☆園児服
左胸に白布をつけ名前を書いて下さい。
☆カラーハンチ
帽子をひつかけられるように、ひもを付けてください。
(カラーパーツ)
・氏名を記入してください。

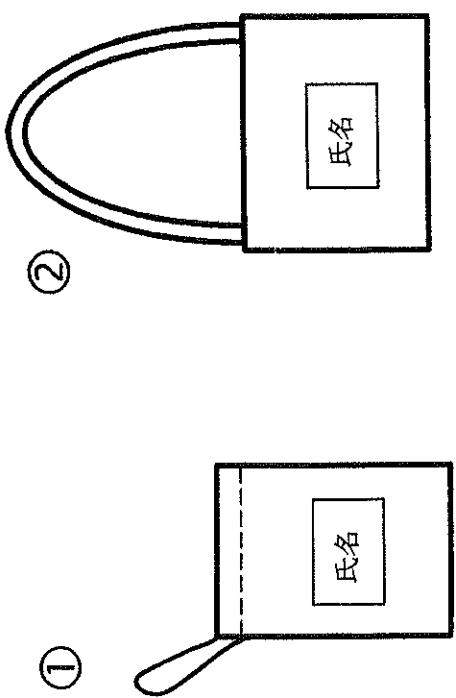
☆通園バッグ
ひつかけやすい長さの紐にしてください。

☆午睡布団
敷き布団・掛け布団・毛布・タオルケット
(名前は白布を当てて大きく記入して下さい。
掛け布団は布団の真ん中、敷き布団は左上に)

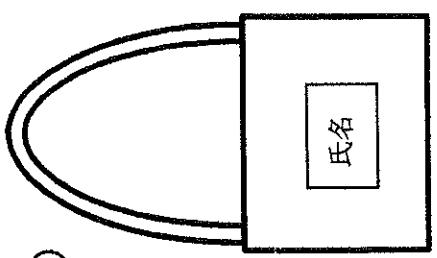
☆購入していただき用品
・帽子(黄色)
・カバン
・園児服(夏、冬)
・カラーハンチ
原図書教材

すべての持ち物にはつきりと記名をお願いします

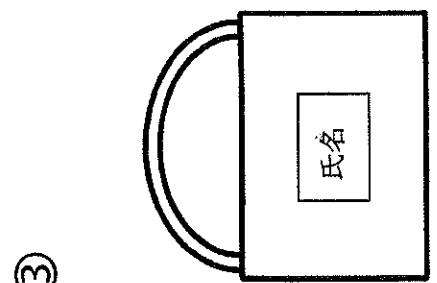
<ハーフラシ・コップ袋>



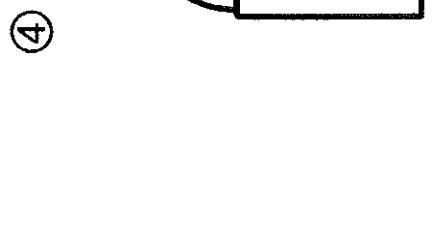
<通園バッグ>



<着替え袋>

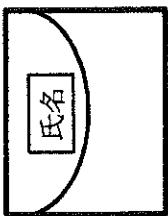


<上履き袋>

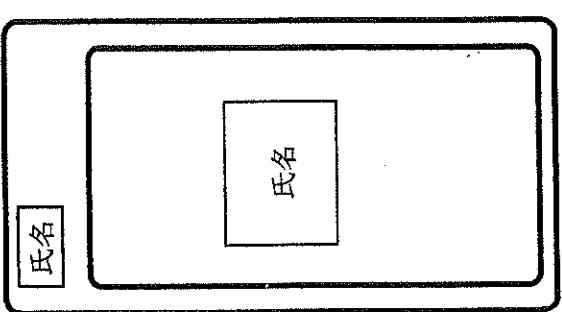


別紙

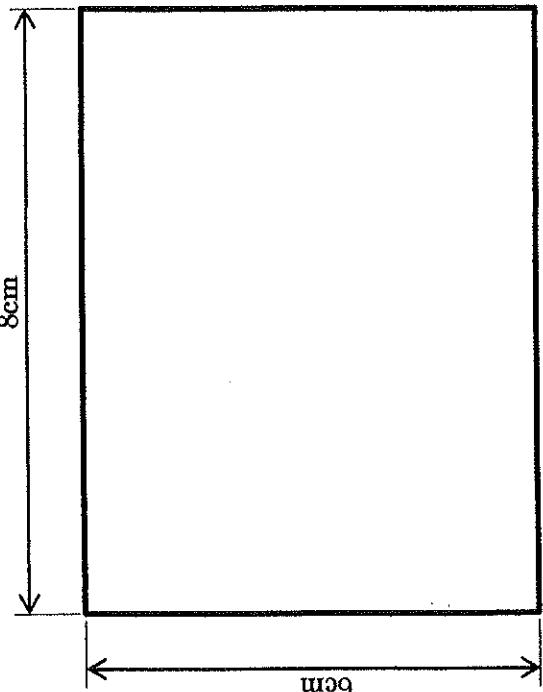
<弁当袋>



<布団>



※白い布に記名し、袋の中央に付けて下さい



①～④の見本→

《お願い》

①準備品の生地は無地のものでお願いします。

(キルティングでも薄地の布でもよいですが、蛍光色は避けてください。)

無地の布でご用意いただくるもの

お手拭・コップ袋・お弁当袋・着替え袋・上履き袋・通園バック

- ・午睡布団のカバーは柄があっても良いですが、眠る時に使用するものですので、原色や蛍光色でないものがよいかと思います。
- ・カラー帽子の紐をつける場所は、帽子と日除けの切り替えのところに付けてください。
- ・持ち手や紐は無地の布または市販のカラーテープでも良いです。
- ・飾りポケットは付けても良いですが、フリルなどの装飾はしないでください。

②準備用品の名前について（別紙参考）

- ・保育所に来る時に持ってくる物、身に付いているものすべてに大きく記名をしてください。
- ・準備用品の記名は、指定の場所に白い布を付けて大きく書いてください。
- ・保育所では、お子さんの所持品を置く場所には、一人づつマークを決めて分かるようにしてありますので、準備用品にその他のマークや柄は付けないでください。

③その他

- ・園児服、帽子、カラー帽子、かばん、連絡帳には、記名のみにして下さい。他のシール等は付けないでください。
- ・園児服のボタンが無くなってしまった時は予備がありますので保育所にお知らせください。

【 0、1、2歳児の保護者の皆様へ】

これから保育所で生活する時間が長くなります。おうちの方もお仕事等でお忙しい中とは思いますが、家庭で子どもさんと触れ合う時間を大切にしていただければと思います。これからは保育所も一緒に子どもさんの成長を見守っていきたいと思いますので、宜しくお願ひします。保育所の生活に慣れるまでは、お子さんも心身共に疲れると思います。疲れから体調を崩しやすくなりますので、お家の食事や休養にも配慮していただけるようお願ひします。

1 食事について

- ・子どもの顔を見て、「おいしいね」「これは○○だよ」と話しながら楽しく食事をしましょう。
- ・よく噛むことが大切なので、軟らかい物ばかりに偏らないようにしましょう。固めの物も食べることで、噛む力がつきます。
- ・味付けは濃い味ばかりでなく、薄味の物を心がけましょう。
- ・手づかみでも、食べようとする意欲を大切にしましょう。（0、1歳児）

2 排泄について

- ・オムツは焦らず、子どものペースに合わせて、はずせるようにしていきましょう。
- ・オムツをこまめに替えてあげ、オムツを替えた時には「きれいになったね」と声をかけてあげるようにし、おしっこやウンチの失敗をした時は叱らず、取り替えると気持ちが良いことを伝えてあげましょう。
- ・トイレトレーニングは春から秋にかけての暖かい時期が良いかと思います。
(2歳児)
- ・トイレで排泄ができた時は「たくさん出たね」「上手にできたね」と褒めてあげてください。

3 清潔について

- ・下着はこまめに替えてあげましょう。
新陳代謝が盛んな年齢ですので、入浴・洗髪・爪切りなど清潔面に十分配慮し、気持ち良く過ごせるようにしてあげましょう。

4 着脱について

- ・子どもの体に合った動きやすい服やズボンをはかせてあげましょう。
- ・子どもが自分でやりたい時期には、自分で着脱しやすい服にし、見守ってあげましょう。
- ・できるところは見守り、できないところは手伝ってあげましょう。少しの意欲が自信につながります。

5 わらべうた・手遊び・絵本のおすすめ

- ・わらべうたや手遊びをして、親子の触れ合いの時間を作りましょう。わらべうたや手遊びは、手をつないだり触れ合ったりすることで、スキンシップがとれます。お母さんの優しい声が心地よいので子どもの顔を見ながら歌ってあげてください。
- ・絵本も親子のコミュニケーションになり、信頼関係にもつながります。ゆっくり心を込めて読んであげてください。

【0.1.2歳児の共通の持ち物】※全ての持ち物に記名をお願いします

◎午睡布団

※掛布団は中央・敷布団は左上に白布を付けて名前を大きく記入してください。

- ・季節に応じてタオルケットや毛布を持たせてください。

◎着替え袋

- ・着替え一式、3組分（夏） 2組分（冬）

- ・すべての物に記名をして入れておいてください。

◎ビニール袋

- ・常に2~3枚をカバンの中に入れておいてください。

◎箱ティッシュペーパー1箱

- ・無くなったら空箱を持ち帰りますので、新しいものを持ってきてください。

◎帽子（未満児は園指定の物はありません）

- ・散歩など戸外遊びの時使用するので、園用を一つ持ってきてください。

※風に飛ばされないよう、ゴムをつけてください。

【毎日持ってくる物】※通園時のかばんは自由です。

◎エプロン

- ・もも組3枚、

- ・いちご組3枚（様子によってお昼の1枚のみに移行していきます）

◎ストロー付の水筒

- ・中身はお茶か白湯にしてください。

◎オムツ

- ・1枚ずつ記名をしてください。

- ・使用済みのオムツについては園の方で処分します。

◎オムツ替え用の敷き物

- ・バスタオル半分を2枚に切ったもの。

市販のおむつ替えシートでも可ですが、あまり大きすぎない物にしてください。また、洗濯できる素材の物にしてください。

- ・持ち帰ったら翌日持ってきて下さい。

◎おしり拭き（ウェットティッシュ）

- ・プラスチックのふたをつけていただくと使いやすいです。

【お願い】

- ・子どもの様子を知るために、毎日連絡帳を書いてください。
- ・体調の悪い時は、前日の様子も含めて朝の登園時に知らせてください。
- ・登降園の際には、お家の方は必ず入室していただき、所持品の確認をお願いします。
(2歳児は朝の所持品の整理を子どもさんと一緒にしてあげてください。)
- ・外履きは履きやすい物にしてください。

◎衣服について

- ・子どもの体に合った着脱しやすく、動きやすい物にしてください。
- ・股の部分をボタンで止めるつなぎの服は避けてください。
- ・ズボンはファスナーではなく、ウエストゴムの物にしてください。
- ・スカート付きズボン、フード付きの服、紐付きのものは避けてください。

◎書類について（入園時に配布します。）

- ・[緊急連絡先] を記入して提出してください。
- ・[家庭の調べ] をすべての項目に記入して提出してください。

【慣らし保育について】

親子で保育園の生活を体験し、子どもの家庭での様子を教えていただくために2日間慣らし保育を行います。

1日目 9時～12時頃 (子どもさんがお昼を食べるまで)

2日目 9時～16時頃 (午睡後、おやつを食べるまで。保護者の方も給食を食べてもらいますので、白飯のみ持って来てください。)

三

問合せ先

保育所への入所申込み手続きについて

利用者負担（保育料）について

下條村教育委員會 保育所係 電話 0260-27-1050

保育全般に関すること

下條保育所 電話 0260-27-2057